



R4.10.11 発行版

木更津市 事業用車両燃油価格高騰対策支援金 —申請要領—

<受付期間>

令和4年10月17日(月)～令和5年1月31日(火)

< はじめにご確認ください >

- 『貨物自動車運送事業』または『旅客自動車運送事業』いずれかの事業のために使用する『緑ナンバーの車両（軽自動車は黒ナンバー）』が対象です。白ナンバー（軽自動車は黄ナンバー）は対象になりません。
- 上記に該当する車両1台につき5万円（軽自動車の場合は、1台につき2万円）を給付します。
- 引き続き、木更津市で事業を継続していく意思があることが給付の条件です。
- 窓口の混雑を防ぐため、申請書類は郵送でのご提出にご協力ください。
- 支援金の給付は、審査完了後、「11月中旬から」順次行います。
- 支援金の不正受給（内容を偽って申請すること、事業継続の意思がないにも関わらず申請すること等）は犯罪です。警察当局と連携し、厳格に対処します。

問合せ先：木更津市産業振興課 支援金受付窓口

【受付時間】：午前8時30分から午後5時まで

（月曜日から金曜日 ※祝日、12月29日から1月3日までを除く）

【期間】：令和4年10月17日(月)～令和5年1月31日(火)

【電話】：0438-38-3512

目 次

1. 支援金の概要

- (1) 目的 P. 2
- (2) 給付対象者 P. 2
- (3) 不給付要件 P. 3
- (4) 給付対象車両 P. 3
- (5) 給付額 P. 3

2. 申請手続き

- (1) 申請についての問い合わせ P. 4
- (2) 申請受付期間 P. 4
- (3) 申請方法 P. 4
- (4) 注意事項 P. 4

3. 提出書類

- (1) 提出書類一覧 P. 6
- (2) 提出書類記載例・見本 P. 7

4. 各種申請特例

- (1) 新規開業特例 P. 19
(開業して1年が経過していない事業者)
- (2) 合併特例(合併した法人) P. 19
- (3) 事業承継特例(法人成り、個人成りを含む) P. 20
- (4) NPO法人・公益法人等特例 P. 20

1. 支援金の概要

(1) 目的

長期化する燃油※価格の高騰を受け、事業用車両を使用する事業者に対し、事業継続を支援するために「木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金」を給付します。

(※)ガソリン及び軽油のことを指します。

(2) 給付対象者

① 法人の場合

申請日時点で、以下の(ア)～(エ)に全て該当する法人であること。

- (ア) 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する「貨物自動車運送事業」、または道路運送法第2条第3項に規定する「旅客自動車運送事業」を営んでいること
- (イ) 木更津市内に「本社・本店」または「主たる事業所※」を有していること
- (ウ) 今後も木更津市内で事業を継続する意思があること
- (エ) (3)不給付要件に該当しないこと

② 個人事業主の場合

申請日時点で、以下の(ア)～(エ)に全て該当する個人事業主であること。

- (ア) 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する「貨物自動車運送事業」、または道路運送法第2条第3項に規定する「旅客自動車運送事業」を営んでいること
- (イ) 木更津市内に「主たる事業所※」を有していること
- 【注意】** 木更津市内に住所がある場合でも、
「主たる事業所※」が市外である場合は、給付対象者にはなりません。
- (ウ) 今後も木更津市内で事業を継続する意思があること
- (エ) (3)不給付要件に該当しないこと

※「主たる事業所」とは、以下に当てはまる場所のことをいいます。

法人	直近の法人税確定申告書別表第一の「納税地」欄に記載された住所
個人事業主 (青色申告)	直近の所得税確定申告書に添付された青色申告決算書の「事業所所在地」欄に記載された住所
個人事業主 (白色申告)	直近の所得税確定申告書に添付された収支内訳書の「事業所所在地」欄に記載された住所

(3)不給付要件

以下の①～⑤のうち1つでも該当する場合は、給付対象外となります。

- ① 木更津市が実施する「公共交通応援金」の給付対象となる事業者
- ② 木更津市が実施する「農林漁業者総合緊急対策支援金」の給付を受けた事業者
- ③ 申請者が木更津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」または同条例第9条第1項に規定する「暴力団密接関係者」である事業者
- ④ 政治団体、宗教上の組織又は団体
- ⑤ ①～④以外に、支援金の目的から適切でないと木更津市長が判断した事業者

(4)給付対象車両

申請日時時点で、次の①、②どちらも該当する車両を「給付対象車両」とします。

※P13の車検証の見本を参照

- ① 自動車検査証に「事業用」として登録されている車両
- ② 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」と申請者名が同一である車両

<給付対象車両の例>

「緑ナンバー」の車両（軽自動車の場合は「黒ナンバー」）

※「貨物自動車運送事業」や「旅客自動車運送事業」を営んでいる事業者でも、

「白ナンバー」（軽自動車の場合は「黄ナンバー」）は給付対象車両になりません。

<給付対象車両の処分の制限期間について>

申請者は、申請した車両について、申請してから令和5年1月31日までの間は、譲渡・交換・貸し付け・売却を行わないでください。

処分の制限期間中に車両を譲渡・交換・貸し付け・売却した場合は、その給付決定を取り消し、また、すでに支援金が給付されていた場合は、支援金を返還いただきます。

(5)給付額

給付対象車両1台につき5万円

軽自動車の場合は、給付対象車両1台につき2万円

※給付対象車両が複数台あれば、その台数分の支援金を給付します。

※給付は1回限りです。

2. 申請手続き

(1)申請についての問い合わせ

木更津市産業振興課 支援金受付窓口

【受付時間】：午前8時30分から午後5時まで

(月曜日から金曜日 ※祝日、12月29日から1月3日までを除く)

【期間】：令和4年10月17日(月)から令和5年1月31日(火)まで

【電話】：0438-38-3512

(2)申請受付期間

令和4年10月17日(月)から令和5年1月31日(火)まで(当日消印有効)

(3)申請方法

窓口が混雑することを防ぐため、郵送でのご申請にご協力ください。

<申請書類郵送先>

〒292-8501

千葉県木更津市富士見1-2-1

木更津市役所 産業振興課 支援金受付窓口

(4)注意事項

① 申請にあたっての注意事項

- ・申請受理後、申請書及び提出書類の内容を審査の上、給付要件を満たしていると認められたときは支援金を給付します。
- ・支援金の振込をもって給付決定の通知とします。給付決定通知書は送付しません。
- ・審査の結果、給付しない決定をしたときは、後日通知します。通知には、その旨と理由をお示しします。
- ・支援金の給付後、給付対象者に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付決定を取り消します。
- ・木更津市は、必要に応じて申請内容(営業実態や事業継続の有無等)について調査する場合があります。その場合、申請者は木更津市に協力するとともに、速やかに状況の報告をお願いします。

- ・給付対象者は、この支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を令和10年3月31日まで保存しておく必要があります。
- ・申請書に記載された情報は、支援金の審査・給付の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- ・その他御不明な点については、支援金受付窓口（0438-38-3512）までお問い合わせください。

② 提出書類を準備するにあたっての注意事項

- ・提出書類に不備がある場合や、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）である場合には、再提出等をお願いすることがあります。

この場合、給付までに時間を要することがあります。申請前に提出する書類の確認を十分に行ったうえで申請してください。

3. 提出書類

(1) 提出書類一覧

以下の申請書類を提出してください。

	提出書類	備考	チェック
①	申請書兼請求書(第1号様式)	記載例：個人事業主⇒P7 参照 法人 ⇒P9 参照	<input type="checkbox"/>
②	誓約書(第2号様式)	記載例：個人事業主⇒P11 参照 法人 ⇒P12 参照	<input type="checkbox"/>
③	給付対象車両の車検証の写し	申請日時点で有効なものに限る 見本：P13 参照	<input type="checkbox"/>
④	【個人事業主】 所得税確定申告書 第一表の写し 【法人】 法人税確定申告書 別表一の写し	直近に確定申告したものに限る 見本：個人事業主⇒P14 参照 法人 ⇒P15 参照	<input type="checkbox"/>
⑤	【個人事業主のみ】 青色申告：青色申告決算書の写し 白色申告：収支内訳書の写し	直近に確定申告したものに限る 見本：P16 参照	<input type="checkbox"/>
⑥	振込先口座を確認できる書類	例：通帳の写しなど (P17 参照)	<input type="checkbox"/>
⑦	【個人事業主のみ】 本人確認書類の写し	例：運転免許証など (P18 参照)	<input type="checkbox"/>

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※提出書類の返却はいたしません。予めご了承ください。

※提出書類に不備がある場合や、判別が困難(コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等)である場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、給付までに時間を要することがありますので、申請前に、提出する書類の確認を十分に行ったうえで申請してください。

(2) 提出書類記載例・見本

①-1 申請書兼請求書 記載例(個人事業主の場合)

第1号様式

木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金給付申請書兼請求書

令和00年00月00日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

(申請者) 住所又は所在地 **木更津市富士見一丁目2番1号**

法人名又は屋号 **キサラツ運送**

代表者の印

代表者 職・氏名 **木更津 太郎**



日中連絡が取れる電話番号 **0000-00-0000**

連絡担当者 **木更津 次郎**

ご連絡の取りやすい電話番号
を記入

木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の給付を受けたいので、木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金給付事業実施要綱第7条の規定により下記のとおり申請し、支援金を請求します。

記

申請する車両数×5万円(2万円)
を記入

1 支援金給付申請額および請求額 金 **250,000** 円

2 事業者情報

青色申告決算書(収支内訳書)の
「事業所所在地」を記入

主たる事業所の所在地	木更津市朝日三丁目10番19号		
事業者種別	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号	
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主		
兼業している業種	<input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <small>※兼業している業種がある場合はその業種に☑してください。</small>		

3 振込先口座情報 (申請者名義の口座が必要です)

農林業または漁業を兼業している場合は☑してください。(農林漁業者総合緊急対策支援金の給付対象となる場合があります)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名									
●●	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信組	▲▲	<input type="checkbox"/> 本店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	0	0	0	0	0	0	0
	<input type="checkbox"/> 信連 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 漁協		<input checked="" type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 当座							
口座名義	か	キサラツ タロウ									
	木更津 太郎										

(裏面に続きます)

ゆうちょ銀行	通帳の記号					通帳番号（右詰めで記入）								
	1				0	—								
口座名義	+													

①-2 申請書兼請求書 記載例（法人の場合）

第1号様式

木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金給付申請書兼請求書

令和00年00月00日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

(申請者) 住所又は所在地 **木更津市富士見一丁目2番1号**

代表者印
個人印は不可

役職名を必ず記入 **株式会社キサラツ運送**

代表者 職・氏名 **代表取締役 木更津 太郎**



日中連絡が取れる電話番号 **0000-00-0000**

連絡担当者 **木更津 次郎**

ご連絡の取りやすい電話番号
を記入

木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の給付を受けたいので、木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金給付事業実施要綱第7条の規定により下記のとおり申請し、支援金を請求します。

記

申請する車両数×5万円(2万円)
を記入

1 支援金給付申請額および請求額 金 **250,000** 円

2 事業者情報

法人税確定申告書別表第一の
「納税地」を記入

主たる事業所の所在地	木更津市朝日三丁目10番19号		
事業者種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号	1234567890123
	<input type="checkbox"/> 個人事業主		
兼業している業種	<input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <small>※兼業している業種がある場合はその業種に☑してください。</small>		

3 振込先口座情報（申請者名義の口座が必要です）

農林業または漁業を兼業している場合は✓
してください。(農林漁業者総合緊急対策支
援金の給付対象となる場合があります)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名								
●●	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信組	▲▲	<input type="checkbox"/> 本店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	0	0	0	0	0	0
	<input type="checkbox"/> 信連 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 漁協		<input checked="" type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 当座						
口座名義	か	カ) キサラツウンソウ ダ) キサラツ タロウ								
	株式会社キサラツ運送 代表取締役 木更津 太郎									

(裏面に続きます)

ゆうちょ銀行	通帳の記号					通帳番号（右詰めで記入）							
	1			0	—								1
口座名義	加												

②-1 誓約書 記載例（個人事業主の場合）

第2号様式

誓 約 書

私は、木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の申請をするにあたり、下記の内容について誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・ 私は、木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の給付対象者に該当します。また申請する内容に虚偽はありません。
- ・ 今後も木更津市内で事業を継続します。
- ・ 申請した給付対象車両について、給付の申請を行ってから令和5年1月31日まで、木更津市長の承認を受けずに車両を譲渡し、交換し、貸し付け、売却しません。
- ・ 木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ・ 木更津市から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 給付対象者に該当しない事実や不正等が発覚した場合は木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の申請を取下げ、支援金の給付後に発覚した場合は給付額を返還することに応じます。

以上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

申請書と同日

住所又は所在地 木更津市富士見一丁目2番1号

法人名又は屋号 キサラツ運送

代表者の印

代表者 職・氏名 木更津 太郎



②-2 誓約書 記載例（法人の場合）

第2号様式

誓 約 書

私は、木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の申請をするにあたり、下記の内容について誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・ 私は、木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の給付対象者に該当します。また申請する内容に虚偽はありません。
- ・ 今後も木更津市内で事業を継続します。
- ・ 申請した給付対象車両について、給付の申請を行ってから令和5年1月31日まで、木更津市長の承認を受けずに車両を譲渡し、交換し、貸し付け、売却しません。
- ・ 木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ・ 木更津市から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 給付対象者に該当しない事実や不正等が発覚した場合は木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の申請を取下げ、支援金の給付後に発覚した場合は給付額を返還することに応じます。

以上

令和00年00月00日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

申請書と同日

住所又は所在地 木更津市富士見一丁目2番1号

法人名又は屋号 株式会社キサラツ運送

代表者印を押印
※個人印不可

代表者 職・氏名 代表取締役 木更津 太郎



役職名を必ず記入

③ 給付対象車両の車検証の写し

給付対象になる車両全ての車検証の写しを提出してください。

※車検証に【事業用】として登録されている車両が給付対象となります。

この欄に「事業用」と記載のある車両のみが対象です

自動車検査証		登録年月日/交付年月日		初度登録年月		自動車の種別		用途		車体の形状	
自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日		初度登録年月		自動車の種別		用途		車体の形状	
車名		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量			
車台番号		長さ		幅		高さ		前後軸重		前後軸重	
型		排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号			
所有者の氏名又は名称		所有者の住所		使用者の氏名又は名称		使用者の住所		使用の本拠の位置		有効期間の満了する日	
所有者の住所		使用者の氏名又は名称		使用者の住所		使用の本拠の位置		有効期間の満了する日		備考	
使用者の氏名又は名称		使用者の住所		使用の本拠の位置		有効期間の満了する日		備考			
使用者の住所		使用の本拠の位置		有効期間の満了する日		備考					
使用の本拠の位置		有効期間の満了する日		備考							
有効期間の満了する日		備考									
備考											

この欄と申請者名が同一である必要があります。

「***」と記載の場合は、「所有者の氏名又は名称」欄と同一であることを示しています。

裏面もご覧下さい。

④-2【法人のみ】法人税確定申告書 別表一の写し

直近で確定申告した際の法人税確定申告書別表一の写しを提出してください。

この欄に記載の住所が「主たる事業所」です。

The image shows a Japanese corporate tax return form (Form 9451) for the year 2017. The form is titled "法人税確定申告書 別表一" (Corporate Tax Return Schedule 1). At the top, there are fields for the tax year (令和元年), the taxpayer's name, and the address. The address field is highlighted with a red box, and a callout bubble points to it with the text "この欄に記載の住所が「主たる事業所」です。" (The address recorded in this column is the "main business location"). Below the header, there are several tables for reporting tax items, including "課税所得又は所得金額" (Taxable income or amount of income) and "法人税額" (Corporate tax amount). The form is filled out with various numerical values and codes.

⑤-1【個人事業主のみ:青色申告の場合】青色申告決算書の写し

直近で確定申告した際の青色申告決算書の写しを提出してください。

令和〇年分所得税青色申告決算書(一般用) FA0203

事務所所在地

この欄に記載の住所が「主たる事業所」です。
※空欄の場合は住所と同一

令和 年 月 日 損益計算

提出用	科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額	①		売上(収入)金額	①
売上(収入)金額	②		売上(収入)金額	②
売上(収入)金額	③		売上(収入)金額	③
売上(収入)金額	④		売上(収入)金額	④
売上(収入)金額	⑤		売上(収入)金額	⑤
売上(収入)金額	⑥		売上(収入)金額	⑥
売上(収入)金額	⑦		売上(収入)金額	⑦
売上(収入)金額	⑧		売上(収入)金額	⑧
売上(収入)金額	⑨		売上(収入)金額	⑨
売上(収入)金額	⑩		売上(収入)金額	⑩
売上(収入)金額	⑪		売上(収入)金額	⑪
売上(収入)金額	⑫		売上(収入)金額	⑫
売上(収入)金額	⑬		売上(収入)金額	⑬
売上(収入)金額	⑭		売上(収入)金額	⑭
売上(収入)金額	⑮		売上(収入)金額	⑮
売上(収入)金額	⑯		売上(収入)金額	⑯
売上(収入)金額	⑰		売上(収入)金額	⑰
売上(収入)金額	⑱		売上(収入)金額	⑱
売上(収入)金額	⑲		売上(収入)金額	⑲
売上(収入)金額	⑳		売上(収入)金額	⑳
売上(収入)金額	㉑		売上(収入)金額	㉑
売上(収入)金額	㉒		売上(収入)金額	㉒
売上(収入)金額	㉓		売上(収入)金額	㉓
売上(収入)金額	㉔		売上(収入)金額	㉔
売上(収入)金額	㉕		売上(収入)金額	㉕
売上(収入)金額	㉖		売上(収入)金額	㉖
売上(収入)金額	㉗		売上(収入)金額	㉗
売上(収入)金額	㉘		売上(収入)金額	㉘
売上(収入)金額	㉙		売上(収入)金額	㉙
売上(収入)金額	㉚		売上(収入)金額	㉚
売上(収入)金額	㉛		売上(収入)金額	㉛
売上(収入)金額	㉜		売上(収入)金額	㉜
売上(収入)金額	㉝		売上(収入)金額	㉝
売上(収入)金額	㉞		売上(収入)金額	㉞
売上(収入)金額	㉟		売上(収入)金額	㉟
売上(収入)金額	㊱		売上(収入)金額	㊱
売上(収入)金額	㊲		売上(収入)金額	㊲
売上(収入)金額	㊳		売上(収入)金額	㊳
売上(収入)金額	㊴		売上(収入)金額	㊴
売上(収入)金額	㊵		売上(収入)金額	㊵
売上(収入)金額	㊶		売上(収入)金額	㊶
売上(収入)金額	㊷		売上(収入)金額	㊷
売上(収入)金額	㊸		売上(収入)金額	㊸
売上(収入)金額	㊹		売上(収入)金額	㊹
売上(収入)金額	㊺		売上(収入)金額	㊺
売上(収入)金額	㊻		売上(収入)金額	㊻
売上(収入)金額	㊼		売上(収入)金額	㊼
売上(収入)金額	㊽		売上(収入)金額	㊽
売上(収入)金額	㊾		売上(収入)金額	㊾
売上(収入)金額	㊿		売上(収入)金額	㊿

⑤-2【個人事業主のみ:白色申告の場合】収支内訳書の写し

直近で確定申告した際の収支内訳書の写しを提出してください。

令和〇年分収支内訳書(一般用) FA0303

事務所所在地

この欄に記載の住所が「主たる事業所」です。
※空欄の場合は住所と同一

令和 年 月 日 (自 月 日)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用	科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額	①		売上(収入)金額	①
売上(収入)金額	②		売上(収入)金額	②
売上(収入)金額	③		売上(収入)金額	③
売上(収入)金額	④		売上(収入)金額	④
売上(収入)金額	⑤		売上(収入)金額	⑤
売上(収入)金額	⑥		売上(収入)金額	⑥
売上(収入)金額	⑦		売上(収入)金額	⑦
売上(収入)金額	⑧		売上(収入)金額	⑧
売上(収入)金額	⑨		売上(収入)金額	⑨
売上(収入)金額	⑩		売上(収入)金額	⑩
売上(収入)金額	⑪		売上(収入)金額	⑪
売上(収入)金額	⑫		売上(収入)金額	⑫
売上(収入)金額	⑬		売上(収入)金額	⑬
売上(収入)金額	⑭		売上(収入)金額	⑭
売上(収入)金額	⑮		売上(収入)金額	⑮
売上(収入)金額	⑯		売上(収入)金額	⑯
売上(収入)金額	⑰		売上(収入)金額	⑰
売上(収入)金額	⑱		売上(収入)金額	⑱
売上(収入)金額	⑲		売上(収入)金額	⑲
売上(収入)金額	㉑		売上(収入)金額	㉑
売上(収入)金額	㉒		売上(収入)金額	㉒
売上(収入)金額	㉓		売上(収入)金額	㉓
売上(収入)金額	㉔		売上(収入)金額	㉔
売上(収入)金額	㉕		売上(収入)金額	㉕
売上(収入)金額	㉖		売上(収入)金額	㉖
売上(収入)金額	㉗		売上(収入)金額	㉗
売上(収入)金額	㉘		売上(収入)金額	㉘
売上(収入)金額	㉙		売上(収入)金額	㉙
売上(収入)金額	㉚		売上(収入)金額	㉚
売上(収入)金額	㉛		売上(収入)金額	㉛
売上(収入)金額	㉜		売上(収入)金額	㉜
売上(収入)金額	㉝		売上(収入)金額	㉝
売上(収入)金額	㉞		売上(収入)金額	㉞
売上(収入)金額	㉟		売上(収入)金額	㉟
売上(収入)金額	㊱		売上(収入)金額	㊱
売上(収入)金額	㊲		売上(収入)金額	㊲
売上(収入)金額	㊳		売上(収入)金額	㊳
売上(収入)金額	㊴		売上(収入)金額	㊴
売上(収入)金額	㊵		売上(収入)金額	㊵
売上(収入)金額	㊶		売上(収入)金額	㊶
売上(収入)金額	㊷		売上(収入)金額	㊷
売上(収入)金額	㊸		売上(収入)金額	㊸
売上(収入)金額	㊹		売上(収入)金額	㊹
売上(収入)金額	㊺		売上(収入)金額	㊺
売上(収入)金額	㊻		売上(収入)金額	㊻
売上(収入)金額	㊼		売上(収入)金額	㊼
売上(収入)金額	㊽		売上(収入)金額	㊽
売上(収入)金額	㊾		売上(収入)金額	㊾
売上(収入)金額	㊿		売上(収入)金額	㊿

⑥振込先口座を確認できる書類

- 口座の通帳の写し

個人事業主：本人名義

法人：法人名義

- 申請者と振込先名義人が異なる場合：委任状

※ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。

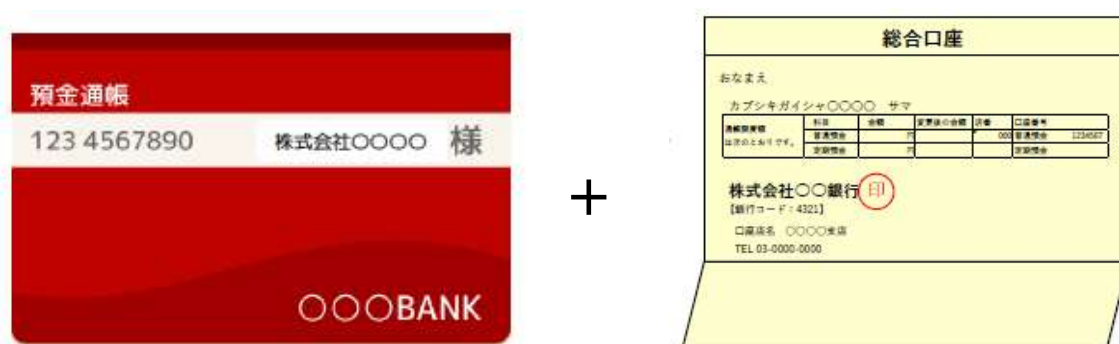
※ 上記が確認できるように、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

※ 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません。

※ 委任状については、委任者（支援金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（「私に給付される木更津市事業用車両燃油価格高騰対策支援金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

通帳のオモテ面

通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



⑦【個人事業主のみ】本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- （ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- （イ）個人番号カード（オモテ面のみ）
- （ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- （エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、申請書に記載された住所と同一のものに限ります。なお、（ア）～（エ）を保有していない場合は、（オ）または（カ）で代替することができるものとします。

（オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方



4. 各種申請特例

以下(1)～(4)の特例にあてはまる場合、P2の1.(2)給付対象者の要件にかかわらず、支援金の申請ができます。

※申請後、審査の結果によっては不給付となる場合もありますので、ご了承ください。

(1)新規開業特例(開業して1年が経過していない事業者)

開業してから1年が経過していない場合、以下①、②により、支援金の申請ができます。

①特例の内容

申請日までに開業したことがわかる書類(下記②参照)を提出することで、P6の④に記載の確定申告書、および⑤に記載の青色申告決算書(収支内訳書)の提出に代えることができます。

なお、この場合の「主たる事業所」は、申請日までに開業したことがわかる書類に記載された住所とします。

②P6の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類

個人事業主の場合： 個人事業の開業等届出書の写し

法人の場合： 法人設立届出書の写し、または履歴事項全部証明書

(2)合併特例(合併した法人)

合併してから1年が経過していない法人の場合、以下により、支援金の申請ができます。

①特例の内容

申請日までに合併したことがわかる書類(下記②参照)を提出することで、P6の④に記載の確定申告書の提出に代えることができます。

なお、この場合の「主たる事業所」は、申請日までに合併したことがわかる書類に記載された住所とします。

②P6の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類

○合併前の法人についての書類

・合併前の法人の履歴事項全部証明書

○合併後の法人についての書類

・合併後の法人の法人設立届出書の写し、または履歴事項全部証明書

(3)事業承継特例(法人成り、個人成りを含む)

- ① 事業承継（事業を行っていた者が死亡したことによる事業承継を含む）
- ② 法人成り
- ③ 個人成り

上記①～③（以下まとめて「事業承継等」という）を行ってから1年が経過していない法人または個人事業主の場合、以下により、支援金の申請ができます。

①特例の内容

申請日までに事業承継等を行ったことがわかる書類（下記②参照）を提出することで、P6の④に記載の確定申告書、および⑤に記載の青色申告決算書（収支内訳書）の提出に代えることができます。

なお、この場合の「主たる事業所」は、申請日までに事業承継等したことがわかる書類に記載された住所とします。

②P6の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類

個人事業主の場合：個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

法人の場合：履歴事項全部証明書

(4)NPO法人・公益法人等特例

NPO法人や公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)の場合は、以下により、支援金の給付の申請ができます。

①特例の内容

特例に該当していることが確認できる書類（下記②参照）を提出することで、P6の④に記載の確定申告書の提出に代えることができます。

なお、この場合の「主たる事業所」は特例に該当していることが確認できる書類に記載された住所とします。

②P6の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類

履歴事項全部証明書、または根拠法令に基づき、法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類